

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)	所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
分野	8. 情報アクセシビリティの向上(意思疎通支援の充実)			3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
基本的な考え方	<p>障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報アクセシビリティの向上を推進します。</p> <p>また、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取り組みを通じて意思疎通支援の充実を図ります。</p>		<p>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報アクセシビリティの向上を推進します。</p> <p>また、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取り組みを通じて意思疎通支援の充実を図ります。</p>	<p>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進する。あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る。[3:基本的考え方]</p>
施策の方向性	(1) 障害のある人に配慮した情報提供の充実等			
8-(1)-1	<p>情報通信機器等の調達に係る配慮</p> <p>市における情報通信機器等(ウェブコンテンツ(掲載情報)に関するサービスやシステムを含む。)の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本産業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。</p>	広報課	<p>市における情報通信機器等(ウェブコンテンツ(掲載情報)に関するサービスやシステムを含む。)の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本産業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。</p>	<p>障害者の情報通信機器及びサービス等の利用における情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図るため、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供を促進する。[3-(1)-1]</p>
8-(1)-2	<p>パソコンサポーターの活用支援</p> <p>障害のある人が障害特性に応じたパソコン操作を習得できるよう、パソコンサポーターを活用した支援を行います。</p> <p>また、障害の特性に応じた支援を推進するため、パソコンサポーターの養成と資質の向上に努めます。</p>	障害福祉企画課	<p>障害のある人が障害特性に応じたICT機器の操作を習得できるよう、パソコンサポーターを活用した支援を行います。</p> <p>また、障害の特性に応じた支援を推進するため、パソコンサポーターの養成と資質の向上に努めます。</p>	<p>障害者に対するICT機器の紹介や貸出、利用に係る相談等を行うICTサポートセンターの設置や、障害者に対しICT機器の操作についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣等により、障害種別や障害特性を考慮しつつ、障害者のICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上を図る。また、このような取組を含め、関係省庁、地方公共団体、ボランティア団体等と連携し、デジタル機器・サービスに不慣れな方に対するサポートを行う「デジタル推進委員」の取組について、全国津々浦々に展開できるよう国民運動として更なる拡大を図りつつ、地域における相談体制の構築を図る。[3-(1)-6]</p>
8-(1)-3	<p>北九州市障害福祉情報センターの充実</p> <p>障害や障害のある人、障害福祉についての情報を収集し、障害のある人やその家族、支援者等が必要な時に障害福祉関係の情報を容易に入手できる総合窓口として、北九州市障害福祉情報センター(ウェブサイト等)の充実を図ります。</p>	障害福祉企画課	<p>障害や障害のある人、障害福祉についての情報を収集し、障害のある人やその家族、支援者等が必要な時に障害福祉関係の情報を容易に入手できる総合窓口として、北九州市障害福祉情報センター(ウェブサイト等)の充実を図ります。</p>	

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)		所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
8-(1)-4	視聴覚障害者情報提供施設の充実	コミュニケーション支援が必要な障害のある人への情報提供等のため、視聴覚障害者情報提供施設(点字図書館、聴覚障害者情報センター)の充実を図ります。	障害福祉企画課	コミュニケーション支援が必要な障害のある人への情報提供等のため、 <u>公共図書館との連携を行いながら</u> 、視聴覚障害者情報提供施設(点字図書館、聴覚障害者情報センター)の充実を図ります。	<p>視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第49号)及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(令和2年7月策定)等を踏まえ、<u>公共図書館、学校図書館、国立国会図書館、視覚障害者情報提供施設等が連携を図りながら</u>、障害者の読書環境の整備を促進するとともに、<u>図書館サービス人材等の育成を図る</u>。[8-(4)-4]</p> <p>聴覚障害者に対して、字幕(手話)付き映像ライブラリー等の制作及び貸出し、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、相談等を行う聴覚障害者情報提供施設について、ICTの発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、その支援を促進する。[3-(2)-2]</p>
8-(1)-5	聴覚障害のある人のための支援推進	市が主催する講演会や講座において、手話通訳者や要約筆記者の派遣、補聴器の聴こえをよくするヒアリングループ(磁気誘導ループ)の使用を推進することにより、聴覚障害のある人や高齢のため聴こえづらくなった人の参加を促進します。	障害福祉企画課	市が主催する講演会や講座において、手話通訳者や要約筆記者の派遣、補聴器の聴こえをよくするヒアリングループ(磁気誘導ループ)の使用を推進することにより、聴覚障害のある人や高齢のため聴こえづらくなった人の参加を促進します。	<p><u>公共インフラとしての電話リレーサービスが、国民に広く認知及び理解され、その利活用が推進されるよう関係機関と連携して取組を推進するとともに、利用者ニーズや今後の技術の進展等を踏まえたサービス提供内容の充実を図る。また、銀行や保険会社等の金融機関に対し、顧客に対して電話にて提供されているサービスについては、電話リレーサービスを利用した場合であっても同様に提供されるよう促すとともに、その対応状況をフォローする</u>。[3-(1)-7]</p>
8-(1)-6	視覚障害のある人への情報の提供に関する対応	「市政だより」や「北九州市議会だより」について、視覚障害のある人への対応として点字、音声、テキスト版を発行し、希望者への配布を行うことで市の重点施策に関する情報や地域の話題等を提供します。	広報課 政策調査課 環境学習課	「市政だより」や「北九州市議会だより」について、視覚障害のある人への対応として点字、音声、テキスト版を発行し、希望者への配布を行うことで市の重点施策に関する情報や地域の話題等を提供します。	
8-(1)-7	聴覚障害のある人の市議会本会議等の傍聴等	聴覚障害のある人が市議会本会議等を傍聴しやすい環境をさらに整え、円滑に本会議等の情報を入手することができるよう、適時、改善策について検討・実践します。	総務課	聴覚障害のある人が市議会本会議等を傍聴しやすい環境をさらに整え、円滑に本会議等の情報を入手することができるよう、適時、改善策について検討・実践します。	

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)		所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
—	—		—		<p>身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成5年法律第54号)に基づく放送事業者等への番組制作費や設備整備費への助成、「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」に基づく放送事業者の取組等の促進により、ローカル局も含め、字幕放送、解説放送、手話放送等の普及を通じた障害者の円滑な放送の利用を図る。[3-(2)-1]</p> <p>身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律に基づく助成等により、民間事業者が行うサービスの提供や技術の研究開発を促進し、障害によって利用が困難なテレビや電話等の通信・放送サービスへのアクセスの改善を図る。[3-(2)-3]</p> <p>電子出版は、視覚障害、上肢障害、学習障害等により紙の出版物の読書に困難を抱える障害者の出版物の利用の拡大に資すると期待されることから、新たな技術開発の促進や、電子書店、電子図書館、出版社その他の関係事業者への普及啓発等を通じて、アクセシビリティに配慮された電子出版の普及に向けた取組を進めるとともに、今後、これらの取組の一層の促進を図る。また、電子出版物の教育における活用を図る。[3-(2)-4]</p> <p>心身障害者用低料第三種郵便については、障害者の社会参加に資する観点から、利用の実態等を踏まえながら、引き続き検討する。[3-(2)-5]</p> <p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえ、デジタル社会推進標準ガイドライン群において多様な障害特性に考慮した内容の充実を図り、障害者等を始めとする誰もがICT機器・サービスにアクセスできるよう環境整備の推進に努める。 [3-(2)-6]</p>

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)	所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
施策の方向性	(2) 意思疎通支援の充実			
8-(2)-1	<p>意思疎通支援者の派遣・養成の推進</p> <p>障害に応じたコミュニケーション手段の確保に向け、点訳・音訳、手話、要約筆記、盲ろう者通訳・ガイドヘルパー等に従事できる意思疎通支援者の養成に努めるとともに、手話通訳者等の意思疎通支援者の派遣を推進し、コミュニケーション支援を図ります。</p>	障害福祉企画課	<p>障害に応じたコミュニケーション手段の確保に向け、点訳・音訳、手話、要約筆記、盲ろう者通訳・ガイドヘルパー等に従事できる、若年層も含めた意思疎通支援者の養成・確保に努めるとともに、手話通訳者等の意思疎通支援者の派遣を推進し、コミュニケーション支援を図ります。</p>	<p>聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援や点訳、代筆、代読、音声訳等による支援を行うとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者、点訳・音声訳を行う者等の養成研修等の実施や若年層を中心する人材の確保が促進されるよう、高等教育機関等と連携した人材養成等の取組を進めることにより、意思疎通支援者の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させる。[3-(3)-1]</p>
8-(2)-2	<p>情報やコミュニケーションに関する支援機器等の普及促進</p> <p>情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害のある人に対して日常生活用具の給付又は貸与を行うとともに、支援機器の利用促進を図ります。</p>	障害者支援課	<p>情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害のある人に対して日常生活用具の給付を行うとともに、支援機器の利用促進を図ります。</p>	<p>情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対して日常生活用具の給付又は貸与を行うとともに、障害者等と連携してニーズを踏まえた支援機器の開発の促進を図る。[3-(3)-2]</p>
8-(2)-3	<p>意思疎通が困難な重度の障害のある人に対する支援の充実</p> <p>意思疎通が困難な重度の障害のある人に対して、家族や介護者等とのコミュニケーション手段を確保するため、専門職による相談支援等を行います。 また、意思疎通が困難な重度の障害のある人についての理解促進や支援技術向上を図るため、医療・障害福祉関係者に対する研修会等を実施します。</p>	地域リハビリテーション推進課	<p>意思疎通が困難な重度の障害のある人に対して、家族や介護者等の周囲の人とコミュニケーション手段を確保するため、専門職による相談支援等を各関係機関と協力しながら行います。 また、意思疎通が困難な重度の障害のある人についての理解促進や支援技術向上を図るため、医療・障害福祉関係者等に対する研修会を実施します。</p>	
8-(2)-4	<p>重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の利用促進</p> <p>意思疎通が困難な重度の障害のある人が医療機関に入院した場合に、医療従事者との円滑な意思疎通を支援する重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の利用促進に努めます。</p>	障害者支援課	<p>意思疎通が困難な重度の障害のある人が医療機関に入院した場合に、医療従事者との円滑な意思疎通を支援する重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の利用促進に努めます。</p>	

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)		所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
施策の方向性	(3) 行政情報のアクセシビリティの向上				
8-(3)-1	行政情報の提供の推進	障害のある人を含む全ての人が必要とする行政情報を容易に取得することができるよう、文字の拡大や読み上げ等、利用しやすさに配慮した北九州市や市議会のウェブサイトづくりに取り組みます。	広報課	障害のある人を含む全ての人が必要とする行政情報を容易に取得することができるよう、文字の拡大や読み上げ等、利用しやすさに配慮した北九州市や市議会のウェブサイトづくりに取り組みます。	各府省において、 行政情報 、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、字幕・音声等の適切な活用や、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供を 徹底し 、多様な障害の特性に応じた配慮を行う。[3-(4)-1、5-(3)-3:再掲]
8-(3)-2	障害のある人への災害・避難情報の提供推進	災害・避難情報をテレビ・ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール(もらって安心・まもるくん)、ウェブサイト、ツイッター等を活用し積極的に提供します。また、携帯電話を保有していないため、緊急速報メールや登録制防災メールにより情報を入手することができない視覚障害や聴覚障害のある人に、自宅の固定電話やファックスで避難情報を提供します。	危機管理課	災害・避難情報を 市ホームページをはじめ 、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール、 防災アプリ、SNS 等を活用し積極的に提供します。また、携帯電話を保有しておらず、緊急速報メールや登録制防災メールで情報を入手することができない視覚や聴覚に障害のある人を 対象 に、自宅の固定電話やファックスに避難情報を提供します。	災害発生時 若しくは 災害が発生するおそれがある場合、 又は事故発生時に 障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、都道府県警察等の協力を得つつ、障害特性に配慮した 多様な伝達手段や方法による 情報伝達の体制や 環境 の整備を促進する。[3-(4)-4]
8-(3)-3	障害特性に応じた選挙等に関する情報提供	選挙に当たっては、点字版「選挙のお知らせ」(選挙公報の点訳版)や音声版「選挙のお知らせ」(選挙公報の音訳版)又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術(ICT)の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供に努めます。	選挙課	選挙に当たっては、点字版「選挙のお知らせ」(選挙公報の点訳版)や音声版「選挙のお知らせ」(選挙公報の音訳版)又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術(ICT)の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の 充実を図ります 。	
8-(3)-4	障害特性に応じた分かりやすい情報の提供	障害のある人に関する施策についての情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害や精神障害のある人等にも分かりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行うよう努めます。	障害福祉企画課	障害のある人に関する施策についての情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害や精神障害のある人等にも分かりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行うよう努めます。	

(次期)北九州市障害者計画 基本的な施策一覧

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)	所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
—	—	—	—	<p>研究開発やニーズ、ICTの発展等を踏まえつつ、情報アクセシビリティの確保及び向上を促すよう、適切な標準化を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。また、各府省における情報通信機器等の調達、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本産業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施する。特に、WTO政府調達協定の適用を受ける調達等を行うに当たっては、WTO政府調達協定等の定めるところにより、適当な場合には、アクセシビリティに関する国際規格が存在するときは当該国際規格に基づいて技術仕様を定める。[3-(1)-2]</p> <p><u>官民挙げての利用者視点からのアクセシビリティやユーザビリティ確保のためのサービスデザインの取組について、政府機関・地方公共団体等に横展開を図る。[3-(1)-3]</u></p> <p><u>企業等が自社で開発するデジタル機器・サービスが情報アクセシビリティ基準(JIS X 8341 シリーズ等)に適合しているかどうかを自己評価するチェックシートするチェックシートである「情報アクセシビリティ自己評価様式」等の普及展開を促進する。また、引き続き、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにのっとり、政府情報システムに係る調達において当該様式などを用いて、障害の種類・程度を考慮した確認を求める。[3-(1)-4]</u></p> <p>国立研究機関等において障害者の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発を推進する。[3-(1)-5]</p> <p>意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び理解の促進を図る。[3-(3)-3]</p> <p>各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、キーボードのみで操作可能な仕様の採用、動画への字幕や音声解説の付与など、<u>最新のウェブアクセシビリティ規格を踏まえ、必要な対応を行う。また、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」について必要な見直しを行うこと等により、公的機関等のウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進する。[3-(4)-2、[5-(3)-4:再掲]</u></p> <p>各府省における行政情報の提供等に当たっては、<u>ICTの利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行う。[3-(4)-3、5-(3)-5:再掲]</u></p>